

あき



下山小学校 芋苗植え



6月9日 下山小学校で行われた芋苗植え。地域住民からお借りしている約120㎡の畑に芋の苗300本を全児童7人が協力して植えていました。

この芋は今秋11月ごろに収穫時期を迎え、冬にはこの畑の東隣にある田に児童らが植えていたもち米と合わせて「かんばん餅」を作り、保護者やお世話になっている地域の人たちに配られる予定です。

7

令和2年
第698号

内容 MAIN CONTENTS

- 02 新型コロナウイルス感染症に関する支援
- 05 通知カードの廃止
- 06 安芸市議会行政報告
- 23 「ふるさと納税返礼品」の協力業者 募集
- 24 楽しく元気な75歳以上の人をご紹介します!

に関する支援について

減免

国民健康保険税、後期高齢者医療保険料について

■問 (国民健康保険税について) 税務課市民税係 ☎ 35・1005
(後期高齢者医療保険について) 市民課国保年金係 ☎ 35・1002

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯(人)に対して国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の減免制度があります。詳しくは、7月上旬に送付する納付書に同封していますのでご覧ください。

▽対象

国民健康保険税、後期高齢者医療保険料

▽対象となる世帯(人)および減免基準

- ①新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯は、同一世帯に属する被保険者の保険税(料)の全部
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入など(事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入のいずれか)の減少額が前年の10分の3以上である世帯(但し、前年の合計所得金額が1,000万円を超える場合、事業収入などに係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円を超える場合は対象外)は、対象保険税(料)額の全部もしくは10分の8～10分の2

*対象保険税(料)額とは、世帯全員の所得を基に計算する値です。1年間の保険税(料)とは異なる場合があります。

*詳しくは、7月上旬に送付する納付書に同封していますのでご覧ください。

▽減免対象となる保険税(料)

令和2年2月1日～令和3年3月31日までの間に納期限がある保険税(料)

*今回の減免申請ができなかったやむを得ない理由があると認められる場合には、納付済みであっても遡って減免となります。

▽申請方法および申請期限

ご希望の人に申請書を送付します。また、本市ホームページから申請書様式のダウンロードも可能です。

減免

介護保険料について

■問 市民課介護保険係 ☎ 35・1003

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した人に対して、介護保険料の減免制度があります。

▽対象者

- ①新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った第1号被保険者(全額減免)
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入や給与収入など、種類ごとによる収入のいずれかが、前年に比べて10分の3以上減少する見込みであり、かつ、収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下である世帯に属する第1号被保険者(全額または一部を減額)

▽減免対象となる保険料

令和2年2月1日～令和3年3月31日までの間に納期限が設定されているもの

*今回の減免申請ができなかったやむを得ない理由があると認められる場合には、納付済みであっても遡って減免となります。

▽保険料の減免額

減免額の計算方法は、7月上旬に送付する納入通知書に同封していますので、ご覧ください。

▽申請方法

ご希望の人に申請書を送付します。また、本市ホームページから申請書様式のダウンロードも可能です。
*申請には、収入を証明する書類が必要となります。

新型コロナウイルス感染症

免除

国民年金保険料について

■問 市民課国保年金係 ☎ 35・1002

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入源となる業務の喪失や売上の減少などが生じて所得が相当程度まで下がった場合は、臨時特例措置として、本人申告の所得見込額を用いた簡易な手続きにより、国民年金保険料免除申請が可能となりました。

【60歳未満の人】

▽対象者

令和2年2月以降、業務や契約を失うなどして、収入が最も低い月などの任意の月から1年間の所得見込額が通常の見込額基準水準までに落ち込む見通しの人

*免除判定においては、申請者本人のほか、世帯主および配偶者（納付猶予は配偶者のみ）も審査の対象になります。

▽対象期間

令和2年2月分～6月分まで（令和元年度分）

*令和2年7月分以降は、改めて申請が必要です。

▽申請に必要なもの

- 国民年金保険料免除・納付猶予申請書
- 所得の申立書（簡易な所得見込額の申立書（臨時特例用））

【学生の人】

▽対象者

令和2年2月以降、業務や契約を失うなどして、収入が最も低い月などの任意の月から1年間の所得見込額が通常の見込額基準水準までに落ち込む見通しの人

▽対象期間

- ・令和2年2月分～令和2年3月分まで（令和元年度分）
- ・令和2年4月分～令和3年3月分まで（令和2年度分）

▽申請に必要なもの

- ・国民年金保険料学生納付特例申請書
- ・所得の申立書（簡易な所得見込額の申立書（臨時特例用））
- ・学生証のコピー

▽申請方法

- ・各申請書および所得の申立書は、市民課国保年金係にあります。また、日本年金機構のホームページからもダウンロードできます。
- ・申請書の提出先は、市民課国保年金係、または年金事務所になります。

手当金

傷病手当金を支給

～国民健康保険・後期高齢者医療保険～

■問 市民課国保年金係 ☎ 35・1002

国民健康保険または後期高齢者医療保険の被保険者で、給与などの支払いを受けている人が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合、または発熱などの症状があり感染が疑われる場合に、療養のために仕事を休んだ期間の傷病手当金を支給します。

なお、給与などの全部または一部を受け取ることができない人は、手当金の支給対象になりませんが、給与額によっては差額支給します。

▽支給期間

仕事を休んで4日目以降の日から、仕事をすることができない期間

▽支給額

（直近の継続した3カ月間の給与収入の合計額を就労日数で割った金額）×2/3×支給対象日数

▽適用期間

令和2年1月1日～

▽申請方法

- ・申請には雇い主、受診した医療機関の証明などが必要です。
- ・申請書などは市民課国保年金係のほか、本市ホームページにも掲載しています。

安芸市
独自

安芸市持続化給付金のお知らせ

■問 商工観光水産課 ☎ 35・1011

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、大きな影響を受けている事業者に対して、事業の継続を下支え、地域経済を維持するために、事業全般に広く使える安芸市独自の給付金を支給します。

▽事業目的

国が実施する「持続化給付金」の対象とならない範囲で売上が減少している事業者に対し、事業全般に広く使える給付金を支給し、事業の継続を下支え、地域経済の維持を図ります。

▽対象事業者（商工業に限らず、全ての業種が対象）

（以下の要件をすべて満たす事業者）

- ・安芸市内で事業を営む中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者など（個人事業者の場合は、安芸市に住所を有する者）、その他各種法人など
 - ・新型コロナウイルス感染症の影響により、一月の売上が前年同月比で20%以上50%未満減少している事業者
 - ・市税および国民健康保険税の滞納がない事業者
- *国の持続化給付金の対象者（50%以上減少）は対象外です。
*一度給付を受けた人は、再度給付申請することができません。

▽対象月

2020年1月から5月までの間で、売上が前年同月比20%以上50%未満減少となる月のうち、任意で選択した一月

▽給付額

法人 上限 40万円

個人事業者 上限 20万円

*ただし、昨年1年間の売上からの減少分を上限とします。

【売上減少分の計算方法(千円未満の端数は切り捨て)】

「前年の総売上（事業収入）」から「【対象月】の売上×12」を差し引いた額

▽提出書類

- ①申請書
 - ②2019年分確定申告書の控えの写し
 - ③売上減少となった月の売上台帳などの写し
 - ④通帳の写し
 - ⑤身分証明書の写し（個人事業者のみ）
- 必要に応じて、追加の書類提出および説明を求められる場合があります。

▽申請方法

申請書は、市ホームページからダウンロードできません。ホームページが閲覧できない場合は商工観光水産課までご連絡いただければ郵送します。

▽申請受付期間

8月31日まで（8月31日消印有効）

*なお、申請は原則郵送により受け付けを行います。

特別定額給付金の申請が まだお済みでない人へ

■問 安芸市特別定額給付金室 ☎ 37・9400

【申請受付期限】

令和2年

8月24日まで

国の新型コロナウイルス感染症にかかる経済対策として、4月27日時点で本市の住民基本台帳に登録されている人を給付対象者とし、1人につき10万円を給付する「特別定額給付金」を実施しています。給付対象者の属する世帯の世帯主に特別定額給付金に係る申請書を送付していますので、令和2年8月24日までに安芸市特別定額給付金室へ申請をお願いします。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、郵送での受け付けを行います。

給付金のサギに注意！
(詐欺)

【郵送での申請方法】

「特別定額給付金申請書」に振込先口座などを記入のうえ、振込先口座の確認書類と本人確認書の写しを添付し、安芸市特別定額給付金室に郵送

【添付書類】

- ・本人確認書類の写し（世帯主のみ）
（運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証、年金手帳など、いずれかのコピー）
 - ・世帯主の振込先口座の確認書類
（通帳、キャッシュカード（口座番号・氏名が書かれた部分）など、いずれかのコピー）
- *申請書に添付書類が添付されていないことが多く見受けられますので、ご注意ください。

通知カードの廃止について

■問 市民課市民係 ☎ 35・1001

令和2年5月25日に、「通知カード」が廃止になりました。「通知カード」は、マイナンバー（個人番号）を通知するもので、平成27年10月以降、住民票を有する全ての住民に対し郵送されています。廃止後も通知カードの氏名や住所などが住民票に記載されている事項と一致している場合は、引き続きマイナンバーを証明する書類として使用できます。

廃止となる通知カードは「紙製のカード」です。通知カードは廃止されますが、マイナンバーカードの交付申請時に必要ですので、紛失しないように大事に保管してください。

○通知カードの廃止に伴い、下記の手続きが終了しました。

- ・通知カードの住所、氏名などの記載事項の変更
- ・通知カードの新規発行、再交付申請

○通知カード廃止以降のマイナンバー通知方法

マイナンバーの通知は「個人番号通知書」により行われます。

○通知カード廃止以降のマイナンバーを証明する書類

- ・マイナンバーカード（申請から交付までに1カ月半～2カ月程度かかります）
- ・マイナンバーの記載された「住民票の写し」または「住民票記載事項証明書」
- ・通知カード（氏名、住所などの記載事項が最新の住民票の内容と一致しているものに限る）

この機会にマイナンバーカード（顔写真付き）の申請をお勧めします。

▲廃止された通知カード見本（緑色）

子育て世帯への臨時特別給付金を支給しました

■問 福祉事務所こども係 ☎ 35・1009 ☎ 35・1028

令和2年6月30日に、児童手当で使用している口座に、子育て世帯への臨時特別給付金を振り込みました（公務員を除く）。個別の通知はお送りしませんので、通帳記入などによりご確認ください。

▽対象者

令和2年3月31日時点の児童手当（本則給付）受給者

▽対象金額

対象児童（令和2年2月29日時点で児童手当（本則給付）の対象であった、新高校1年生を含む）1人につき、10,000円

公務員の対象者については、6月1日より申請の受け付けを開始しています。所属庁に必要な証明をもらい、福祉事務所こども係の窓口で申請してください。公務員であることを確認し、順次支払います。

安芸市議会行政報告



6月9日に開会した令和2年度第2回安芸市議会定例会で、横山市長は次のように行政報告を述べました(要旨)。

世界中で猛威を振るう「新型コロナウイルス感染症」拡大防止について、政府は新型コロナウイルス特別措置法に基づき、1カ月半にわたって発令した緊急事態宣言を、5月25日をもって全面解除し、引き続き、感染防止対策を講じることを前提に、外出やイベントを含めた、あらゆる社会経済活動を段階的に緩和する方針を示しました。具体的には、手洗いやマスクの着用のほか、いわゆる「3密」の回避などを徹底する、「新しい生活様式」が社会経済全体に定着するまで、地域の感染状況や感染拡大リスクの評価を継続して行い、外出の自粛や施設の使用制限を段階的に緩和していくもので、感染リスクをコントロールしながら、「新たな日常」をつくり上げていくこととしています。

現在、国においては、4月30日に成立した第1次補正予算に加え、さらなる経済対策として、売り上げが急減している中小企業や個人事業主を対象とした家賃補助や、雇用調整助成金の拡充のほか、自治体向けの地方創生臨時交付金の増額などを盛り込んだ、過去最大規模となる第2次補正予算案を6月8日に国会へ提出し、今週中の成立を目指すこととしています。

県においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、売り上げが減少した事業者に対する県独自の新たな融資制度や、事態収束を見据えた観光消費の拡大に取り組むとともに、当初予算に計上した事業のうち、必要性や緊急性が下がったものについて、予算の執行停止や先送りをする一方で、財源やマンパワーを確保し、感染症対策を優先する方針を示しました。

本市においては、国や県の経済対策および生活支援対応と連携しながら、機動的に取り組みを進めています。

先の臨時議会で議決をいただいた国の特別定額給付金については、市内8・260世帯、約1万7千人の市民が支給対象で、5月25日から申請受付を開始しています。

6月8日までに、7・349世帯、全体の89・0パーセントの申請を受け付けており、本日までには、総額約17億円の給付金のうち、約15億500万円の口座振り込みが完了しています。

次に、本市独自の施策である安芸市持続化給付金については、5月25日か

ら受け付けを開始し、6月8日現在で、8件の申請を受け付けています。

また、県による休業等要請協力金にかかる市負担金や、子育て世帯への臨時特別給付金については、今期定例会において補正予算に計上しており、今後においても、市民の皆さまや事業者の皆さまの声を耳を傾けながら、適宜、必要な対策を講じていきます。

本市ではこれまで、皆さまのご理解とご協力をいただき、感染拡大防止対策に取り組んできました。緊急事態宣言は解除されましたが、未だ、険しい道のりの途中であり、今後も新型コロナウイルスとの共存・共生を図りながら、長期的な対策を講じる必要があります。

納涼市民祭や夏季大学講座、子ども議会など、本市が主催する一部のイベントや行事については、感染リスクを回避することが現実的に困難であることから、すでに中止が決定しています。

一方で、公民館や市民会館、市体育館などの公共施設は、十分な予防対策を講じた上で使用を再開しており、また休業や時短営業にご協力いただいた市内の一部店舗では、通常営業を再開するなど、本市においても、少しずつではありますが、以前の日常を取り戻しつつあるのではないかと感じています。

新型コロナウイルスの感染拡大は、これまで人類が築き上げてきた社会経済システムを根底から揺るがし、世界中の国々に深刻な問題をもたらしています。また、医療提供体制は今なお、厳しい状況が続いており、これまで経験したことのない危機的な環境の中で日々奮闘されている、医療や介護に従事する皆さまに対し、心から敬意と感謝を申し上げます。

依然として終息の見通しが立たない状況ですが、今後も国内および県内の感染状況を注視しながら、地域の経済活動の回復を図り、市民の皆さまの健康と暮らしを守り抜くため、市一丸となって全力で取り組んでいきますので、ご理解とご協力をお願いします。

新庁舎の建設

新庁舎建設については、建物の構造や配置、各階のレイアウトなど、新庁舎の概要を決定する基本設計を進めています。市議会で設置された新庁舎建設調査特別委員会による調査や、パブリックコメントによるご意見、ご提案などを踏まえ、現在、庁舎規模の検証や設備、仕上げ部材の選定などの精査を行っています。

今後、6月末までに基本設計の取りまとめを行い、引き続き、実施設計に取り組んでいきたいと考えています。

また用地関係では、本年5月に農用地区域からの除外が決定され、現在、土地収用法に係る事業認定手続きを行っております。今後、建設予定地に係る埋蔵文化財発掘調査に着手し、調査終了後の農地転用許可を経て、本年度内に用地取得できるよう取り組んでいきます。

統合中学校の建設

先の議会でもご報告しましたとおり、現在、建設工事にかかる実施設計業務に取り組んでいます。校舎や体育館などの建設予定箇所から、古代の寺院跡と推察される遺構が発見されたことで、大規模な調査が必要となっており、用地造成工事の着手を見合わせている状況です。

今後、早期に埋蔵文化財発掘調査を

開始し、調査終了後、速やかに用地造成工事に着手したいと考えています。

なお、新庁舎および統合中学校建設予定地における埋蔵文化財発掘調査については、全体のスケジュール調整や調査費用の精査を行い、今期定例会において、その所要額を補正予算に追加計上しています。

南海トラフ地震などへの対応強化

平成27年度から平成29年度にかけて、県および津波浸水区域の地域住民とともに、地域津波避難計画の現地点検を行い、その点検結果などを踏まえて、本年3月に安芸市津波避難計画を改訂しました。

その中で、過去に津波避難タワー建設の要望がありました、日ノ出町地区および赤野住吉地区について、内閣府の技術的助言を参考に検討を重ねた結果、今後、両地区において津波避難タワーを建設することとし、令和4年度末の完成を目指して取り組んでいきます。

避難所の確保については、複数の地区において、収容数が不足していることから、今後、屋外避難所用地の確保に努めていきます。

防災行政無線の戸別受信機については、昨年度、消防庁による要望調査があり、その結果、本年度に1000台の戸別受信機を無償で貸与されることとなりました。今後、避難行動要支援者のうち、津波浸水予想区域の住民を優先した貸付希望調査を行い、戸別受信機が納品される10月ごろから設置を進めていきます。

また、南海トラフ震源域で、いわゆる「半割れ」が発生した場合や、プレー

ト境界面で通常とは異なる「ゆっくりますべり」などが発生した場合、気象庁は、時間差で発生する恐れのある後発地震への警戒を呼びかける「南海トラフ地震臨時情報」を発表し、地域住民の事前避難などを促すこととしています。

本市においては、30分以内に30センチメートルの津波が到達する区域を事前避難対象区域に指定し、南海トラフ地震臨時情報の「巨大地震警戒」が発表された場合には避難勧告を発令することで、市民の皆さまに事前避難を呼びかけるよう取り組んでいきます。

平成30年7月豪雨などにかかる災害復旧事業の進捗状況

一昨年の7月豪雨などにより市内各所で発生した災害は、未だ山間部を中心にその爪痕を残している箇所も多く、復旧に向けて引き続き全力で取り組んでいます。

5月末時点での進捗状況については、公共土木施設災害復旧事業において、国の査定を受けた全142件のうち、100件を発注しており、そのうち37件の工事が完了しています。また、本年度は平成30年発生災害の3年度目となることから、未契約の42件については、地形などの状況変化や物価変動などに伴う事業費の見直しを行う、再調査が実施される予定です。

次に、農地・農業用施設および林道施設災害復旧事業については、農地災害で全31件中26件、農業用施設災害で全13件中11件、林道施設では全29件中17件を発注しています。

今後も順次発注を行うとともに、市民の皆さまが一日も早く、以前の日常を取り戻せるよう、引き続き、総力を

挙げて早期復旧に取り組んでいきます。

安芸市総合計画の後期基本計画策定と地方創生への取り組み

安芸市総合計画は、10年間の基本構想と前期5年・後期5年の基本計画で構成され、市政運営の柱となるものであります。平成28年度からの10年間の総合計画における、前期基本計画が今年度で終期を迎えることから、現在、後期基本計画の策定に着手しています。

計画の策定にあたっては、5月に庁内策定委員会を設置し、前期基本計画の検証および見直し作業を行うとともに、現在、計画策定の基礎資料とするため、無作為抽出した市民2,000人を対象にアンケート調査を実施しており、市民の皆さまの声を生かしながら、今年度中の計画策定に取り組んでいきます。

また、地方創生への取り組みとしては、平成27年10月に「安芸市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、令和元年度までを目標年次として人口減少対策に取り組んできましたが、今回、これまでの取り組みや、国・県の動向を踏まえ、引き続き、人口減少問題に対応していくため、本年3月に2期目となる総合戦略を策定しました。人口ビジョンとしては、これまでと同様、合計特殊出生率の向上や若年層の移住促進を図ることで、2060年における本市人口の将来展望を1万4,000人と設定し、この目標達成に向けて、引き続き、取り組んでいきます。

ふるさと納税

令和元年度のふるさと納税の寄附額は、約1億9,750万円となり、前年度より1,480万円余りの増額となっております。ご寄附をいただきまして皆さまの厚情に御礼申し上げます。

なお、いただきました寄附金については、小中学校への電子黒板等ICT機器整備費や、市体育館へのトレーニングマシン購入費などに活用させていただきます。

今年度についても、適切な制度運用に努めるとともに、本市のPRや返礼品、ポータルサイトなどの充実強化を図りながら、多くの人からのご寄附を募ってまいります。

市立小中学校の夏季休業期間の変更

本市においては、新型コロナウイルス特別措置法に基づく緊急事態宣言を受け、4月21日から5月8日まで、市立小中学校の臨時休業措置を講じており、その間、保護者の皆さまには多大なご理解とご協力をいただき、あらためて深く感謝申し上げます。

この臨時休業で不足した授業時数を確保し、児童・生徒の学びの時間を保障するため、当初7月21日から8月31日までとされていた夏季休業期間を変更し、小学校においては7月31日まで、中学校においては8月7日まで、それぞれ授業日数を延長する方向で検討しています。

保護者の皆さまには、引き続き、ご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願ひします。

令和2年度 国民健康保険税の納税通知書を送付します！

■問 税務課市民税係 ☎ 35・1005

納税通知書は7月初旬から送付します。

令和2年度から医療給付費分と介護納付金分の課税限度額が引き上げられました。
税率などは次の通りです。

○医療給付費分

	均等割	平等割	所得割（上限）
平成31年度	29,000円	23,000円	7.9%（61万円）
令和2年度	29,000円	23,000円	7.9%（63万円）

○後期高齢者支援金分

	均等割	平等割	所得割（上限）
平成31年度	9,000円	7,000円	2.5%（19万円）
令和2年度	9,000円	7,000円	2.5%（19万円）

○介護納付金分（対象者：40～64歳）

	均等割	平等割	所得割（上限）
平成31年度	11,000円	5,000円	2.3%（16万円）
令和2年度	11,000円	5,000円	2.3%（17万円）

- 均等割＝世帯の国保加入者数×均等割額
- 平等割＝1世帯あたりの定額
- 所得割＝（前年中の所得－33万円）×税率（世帯の国保加入者全員の所得割を算出したものを合計）
- *世帯主・国保加入者の所得の合計と国保加入者数によって、均等割と平等割を2.5,7割軽減する制度があります。世帯の中に、所得未申告の人がいると軽減判定ができませんので、申告をお願いします（所得0円でも申告は必要です）。

低所得者に係る軽減判定（令和2年度から5割軽減判定所得と2割軽減判定所得が引き上げられました）

- 5割軽減判定基準額
基礎控除額（33万円）＋28.5万円（改正前：28万円）×被保険者数（*）
- 2割軽減判定基準額
基礎控除額（33万円）＋52万円（改正前：51万円）×被保険者数（*）
- *被保険者数には、同じ世帯の国民健康保険から後期高齢者医療保険に移行した被保険者（特定同一世帯所属者）も含まれます。

新型コロナウイルス感染症に関連した 法務大臣メッセージ

■問 高知地方方法務局人権擁護課 ☎ 088・822・3503

新型コロナウイルス感染症に関連して、感染者・濃厚接触者、医療従事者などに対する誤解や偏見に基づく差別は決してあってはなりません。

法務大臣メッセージは、YouTube 法務省チャンネル (<https://youtu.be/RYS00qCxo-0>) をご覧ください。

法務省の人権擁護機関では、新型コロナウイルス感染症に関連する不当な差別、偏見、いじめなどの被害に遭った人からの人権相談を受け付けています。困った時は、一人で悩まず、私たちに相談してください。

【電話受付時間】平日午前9時30分～午後5時15分
様々な人権問題についての相談はなんでも

みんなの人権110番 ☎ 0570-003-110

子どもの人権110番 ☎ 0120-007-110

女性の人権ホットライン ☎ 0570-070-810

インターネットでも人権相談を受け付けています
インターネット受付 | インターネット人権相談 | 検索
[パソコン・スマートフォン共通] <https://www.jinken.go.jp/>

～新型コロナウイルス感染症拡大防止のため各種団体からの寄贈がありました～

皆 さまから心温まる寄贈をいただき、ありがとうございました！

エーザイ株式会社が本市へ支援物資を寄贈

このほど、認知症地域連携協定を締結しているエーザイ株式会社から、新型コロナウイルス感染症に対応するための支援物資を寄贈していただきました。寄贈いただきました栄養飲料や保湿クリームなどは、新型コロナウイルスに対応している市内介護サービス事業所などに配布させていただきました。



千光士農園が本市へ不織布マスク 1,000 枚を寄贈

5月14日 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に役立ててもらおうと、本市で果樹農業を営む千光士農園（千光士尚史代表）から本市に不織布マスク 1,000枚を寄贈していただきました。このマスクは、本市内8カ所の保育所に配布し、活用させていただきました。千光士代表は、「県内のマスク不足がひっ迫している状況をメディアを通して知り、安芸市の子どもたちを守るためにも有効的に活用してもらいたい」と話していました。



安芸町子ども会連合会が安芸第一小学校へ布マスク 222 枚を寄贈

5月22日 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に役立ててもらおうと、安芸町子ども会連合会が安芸第一小学校へ全児童分の布マスク 222枚を寄贈しました。コロナ禍の影響で休校していた学校が再開となり、普段から児童らの登下校時にマスクをしていない子を何人も見かけていたこともあり、同会として「少しでも子どもたちを応援したい」との思いから何度も洗って使える布マスクを寄贈されました。

同校で行われた寄贈式で、同会の白川文美子副会長からマスクを受け取った児童2人は「コロナに負けないように頑張ります」「感染防止に気を付けます」と元気よくお礼を伝えていました。



沢田商店が本市へ除菌用アルコール（業務用）2 缶を寄贈

このほど、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に役立ててもらおうと、本市井ノ口で豆腐製造を手掛ける沢田商店代表 沢田好宏さんから本市へ除菌用アルコール（業務用）2缶を寄贈していただきました。アルコールは、本市内の児童生徒の衛生管理に活用させていただきます。沢田代表は、「除菌用アルコールが品薄で入手に苦労していることもあり、再開した学校内で子ども同士による感染防止に役立てて欲しい」と話していました。





熱中症にご注意ください!

■問 健康ふれあいセンター「元気館」☎32・0300 FAX 32・0301



熱中症は高温多湿な環境に長くいることで、徐々に体内の水分や塩分のバランスが崩れ、体温調節機能がうまく機能なくなり、**体内に熱がこもった状態**を指します。場合によっては救急搬送されたり、死亡することもあります。

熱中症に注意する時期は、**気温が高い5月から9月末まで**です。また熱中症は**室外よりも室内で起こる場合が多い**です。

【熱中症の予防策】

- ・室内では
 - 扇風機やエアコンで温度を調節
 - 室温をこまめに確認し、室温が28度以下24度以上になるようにする。
- ・外出について
 - 日傘や帽子の着用
 - 日陰の利用・こまめな休憩
 - 気温が30度以上で熱中症による死亡が増えるため、外出はできるだけ涼しい時間帯にする
 - 35度以上では運動を中止する。
- ・体に熱がこもるのを避けるために
 - 通気性の良い、吸湿性・速乾性のある衣服を着用する
 - 保冷剤、氷、冷たいタオルなどで体を冷やす
- ・水分補給について
 - のどの渇きを感じなくても、こまめに水分補給をする
 - 水分補給の際は、利尿作用のあるカフェイン入りの飲料(コーヒー、緑茶など)やアルコールは避ける。

【熱中症の症状】

- めまい、立ちくらみ、手足のしびれ、筋肉のこむら返り、気分が悪い
- 頭痛、吐き気、嘔吐、倦怠感、虚脱感、いつもと様子が違う
- *重症になると
- 返事がおかしい、意識消失、けいれん、体が熱い

【熱中症が疑われる人を見かけたら】

- 涼しい場所(エアコンが効いている室内や風通しのよい日陰など)へ避難させる。
- 体を冷やす(衣服をゆるめ、首の周りや脇の下、足の付け根などを冷やす)
- 水分・塩分・経口補水液(*)などを補給する。
- *水に食塩とブドウ糖を溶かしたもの

自分で水が飲めない、意識がない場合は、すぐに救急車を呼びましょう!

マスク着用時の注意

新型コロナウイルス感染症対策で、夏場でも**マスクを着用することにより熱中症にかかる危険性が増します。**

マスクを着用することによって、体内に熱がこもりやすくなったり、マスク内の湿度が上がってのどの渇きを感じづらくなります。自覚のないまま脱水症状が進み、熱中症のリスクが高まります。そのため、**例年以上に熱中症対策をすることが必要です。**

*参考：厚生労働省ホームページなど



日本脳炎の予防接種を受けましょう ～特例接種のお知らせ～

■問 健康ふれあいセンター「元気館」☎32・0300 FAX 32・0301

日本脳炎の定期予防接種については、平成17年5月以降、厚生労働省から積極的な勧奨を差し控えることとされていましたが、新たなワクチン(乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン)が開発され、現在は日本脳炎の予防接種を通常通り受けられるようになっていきます。

接種機会を逃した下記の対象者については、特例接種として日本脳炎の定期予防接種を受けることができますので、詳しくは健康ふれあいセンターまでお問い合わせください。

▽特例接種対象者

- ・平成7年4月2日～平成19年4月1日生まれの人で、20歳未満の人

(積極的勧奨の差し控えによって1期接種および2期接種が行われていない人)

- ・平成19年4月2日～平成21年10月1日生まれの人で、平成22年3月31日までに1期接種が終了しておらず、生後6カ月～90カ月または9歳以上13歳未満にある人

▽申し込み

接種を希望される人は、予診票を健康ふれあいセンター「元気館」で交付しますので、必ず母子健康手帳などで接種の有無や回数をご確認のうえ、電話・窓口にてお問い合わせください。

*お問い合わせの際には、お手元に母子健康手帳などをご準備ください。

あなたと、家族のためにぜひ受けましょう！ がん検診・特定健診

■問 健康ふれあいセンター「元気館」
☎32・0300 FAX 32・0301

検診(健診)項目	対象者	自己負担金
①胸部検診(レントゲン検診)	40歳以上の男女	無料
②特定健診	40歳～74歳の男女	無料
③特定健診に準じた健康診査	19～39歳の国保の男女 19～39歳の社保被扶養の女性	} 1,300円
④後期高齢者健康診査	後期高齢者医療の被保険者男女	
⑤肝炎ウイルス検査	これまでに市の肝炎ウイルス検査を受けたことのない、40歳以上の男女	700円
⑥胃がん検診(集団検診・バリウムによる検診)	50歳以上の男女(2年度に1回の受診です)	900円
⑦胃がん検診(個別検診・医療機関による、胃内視鏡検診)	50歳以上の男女(2年度に1回の受診です)	3,400円
⑧前立腺がん検診	50歳以上の男性	600円
⑨大腸がん検診	40歳以上の男女	500円
⑩子宮頸がん検診	20歳以上の女性(2年度に1回の受診です)	800円
⑪乳がん検診	40歳以上の女性(2年度に1回の受診です)	1,000円

*事前に申し込みが必要です。 *70歳以上の人は、市が実施する上記⑥～⑪の検診は無料です。
*胃がん検診は、集団検診が個別検診のいずれかで、2年度に1回の受診になります。

各種健(検)診 *今年度の公民館での健(検)診は全て予約制となります。

項目	月日	受付時間	ところ
特定健診 後期高齢者検診 胸部検診 前立腺がん検診 肝炎ウイルス検査 大腸がん検診 (回収)	7月2日(木)	9:00～10:00	はたやま憩の家
		13:00～15:30	栃ノ木公民館
	7月6日(月)	9:00～11:00	土居公民館
	7月10日(金)	13:30～15:30	穴内公民館

その他

項目	月日	受付時間	ところ
無医地区診療	7月28日(火)	14:10～15:00	大井公民館
健康相談	7月14日(火)	10:00～12:00	市民館別館
つくし会 (生活習慣病 予防サークル)	7月3日(金) 運動教室 持ち物 室内用シューズ・ 飲み物・タオル・ 参加費(100円)	13:30～15:00	健康ふれあい センター 「元気館」
	7月17日(金) 運動教室 持ち物 室内用シューズ・ 飲み物・タオル・ 参加費(100円)		

飼い犬・飼い猫
の引き取り
などに関する
相談窓口

飼い主には、飼っている犬や猫を終生まで飼養および管理を行う責任があります。やむを得ず飼えなくなった場合は、新たな飼い主を探し、譲渡するなど、犬・猫が生涯を全うできるよう努力しましょう。どうしても飼い続けることができなくなった場合は、下記窓口までご相談ください。

メス猫の不妊手術費を一部負担します。予算に限りがありますので、お早めにご相談ください。

■問 安芸福祉保健所 ☎34・3173

7月の休日在宅当番医

5日	宇都宮内科	☎ 32・0500
12日	森澤病院	☎ 34・1155
19日	深谷内科	☎ 33・2401
23日	森澤病院	☎ 34・1155
24日	森澤病院	☎ 34・1155
26日	EASTマリンクリニック	☎ 34・0003

診療時間：9時～17時

県立あき総合病院(☎34・3111)は救急に対応

健康テレホンサービス

☎ 088・832・5266

7月の週間予定表

月	高血圧の人の歯科受診の注意
火	急に視力が落ちたら
水	子どもの自閉症
木	膝に水(液)が溜まったら
金	オシッコの色やにおいと病気
土日	アルコールによる依存症

提供：高知保険医協会



乳幼児健診

■問 健康ふれあいセンター「元気館」
☎32・0300 FAX 32・0301

3～4カ月児健診

▽と き 7月14日(火) 12時30分～
▽対 象 令和2年3月生まれ(個別通知します)

9～10カ月児健診

▽と き 7月7日(火) 12時30分～
▽対 象 令和元年7月・8月生まれ
(個別通知します)

▽と き 7月21日(火) 12時30分～
▽対 象 令和元年9月生まれ(個別通知します)

1歳6カ月児健診

▽と き 7月14日(火) 13時～
▽対 象 平成30年9月・10月生まれ
(個別通知します)

3歳児健診

▽と き 7月7日(火) 13時～
▽対 象 平成29年1月・2月生まれ
(個別通知します)

▽と き 7月21日(火) 13時～
▽対 象 平成29年3月生まれ(個別通知します)

ところ(全日共通)

健康ふれあいセンター「元気館」

あきっ子あつまれ!

○あきっ子広場 (ボランティアと一緒に遊ぼう!) (預けるだけでもOKです!)

▽と き 7月31日(金) 10時～12時
(時間内ならいつでもどうぞ!)

▽ところ 健康ふれあいセンター「元気館」

▽対 象 乳幼児とその保護者

▽持ち物 お子さんを預けられる人は
バスタオル、おむつ、お茶、さ湯など

*参加希望の人は、下記まで申し込みをお願いします。
*なかよし広場と同時開催となります。

■問・申込 安芸市社会福祉協議会 ☎35・2915

○赤ちゃん・もぐもぐ教室(離乳食講習会)

▽と き 7月15日(水) 10時～12時
(9時30分～9時45分受付)

▽ところ 健康ふれあいセンター「元気館」

▽対 象 乳幼児とその保護者

▽持ち物 母子健康手帳、筆記用具・ミルク・さ湯・
おむつ・ガーゼなど

(お持ちであればお子さんが現在使っている
離乳食用スプーンやスタイなど)

*離乳食スプーン・エプロンは貸し出しがあります。
*参加を希望する人は元気館までお申し込みください。
*子育てボランティアがお子さんをお預かりします。

■問 健康ふれあいセンター「元気館」
☎32・0300 FAX 32・0301

児童手当の現況届けの手続きはお済みですか

令和2年6月分以降も児童手当を引き続き
受給するためには、現況届けの手続きが必要
です。手続きが遅れると手当が受けられなく
なる場合がありますので、まだお済みでない

人は、福祉事務所こども係で手続きを行って
ください。

■問 福祉事務所こども係
☎35・1009 FAX 35・1028



保育所への苦情や相談など受け付けます

■問 福祉事務所こども係 ☎35・1009 FAX 35・1028

より良い保育を目指すため、保育所に苦情解決窓口を設置
しています。

これは、保育所のサービスについて、保護者や保育所周辺
にお住まいの人から苦情・意見・相談などを受け付け、その
内容を調査・協議し、適切に解決するものです。

担当者は各保育所の主任保育士、苦情解決責任者は各保育
所の所長です。また、苦情解決委員は表のとおりです。

▽申立先 各保育所、福祉事務所こども係、苦情解決委員

▽申立方法 面接、電話、FAX、メールなど

▽受付時間 平日9時～16時(休日は除く)

▽除外される申し立て

- ・該当する苦情に関わる事実のあった日から
1年以上経過したもの
- ・保育所人事に関するもの

保育所名	電話(FAX兼用)	苦情解決委員
安芸おひさま	☎ 37・9310	吉岡 欣一郎(教育研究所長) ☎32・0232
穴内	☎ 35・4750	一圓 昌佑(主任児童委員) ☎34・2755
赤野	☎ 33・2163	
井ノ口	☎ 34・2550	中澤 詩(民生・児童委員) ☎090・1008・3933
土居	☎ 35・2067	
川北	☎ 35・6810	竹崎 義秀(家庭相談員) ☎35・2920
伊尾木	☎ 35・2480	
福祉事務所こども係 ☎ 35・1009 FAX 35・1028 ☒ kodomo@city.aki.lg.jp		

*苦情解決委員とは、苦情解決のため利用者の立場に配慮し
た適切な対応を行い、円滑・円満な解決にあたる、保育所
運営に直接関係のない人です。

*矢ノ丸保育園への申し立ては、矢ノ丸保育園(☎ 35・3600)
へ直接お問い合わせください。

子育て information

地域子育て支援センター

■問 地域子育て支援センター(安芸おひさま保育所内)

☎・FAX 37・9310

*今後の新型コロナウイルス感染症の状況によっては急遽中止となる可能性があります。

○電話相談・面接相談

育児の悩みなどお気軽にご相談ください。

面接相談の際は事前にご連絡ください。

▽と き 平日 9時～16時



○体験入園

▽と き 7月2日(木)、7日(火)、9日(木)

14日(火)、21日(火)、28日(火)

30日(木) 9時～12時

▽ところ 安芸おひさま保育所

▽持ち物 着替え、お茶、タオルなど



○給食試食会

保育所の給食を親子で一緒に体験してみませんか。

～7月普通食～

～8月普通食～

▽と き 7月9日(木)

▽と き 8月11日(火)

▽申込 7月7日(火)

▽申込 8月6日(木)

締切

締切

▽定員 1～5歳まで

▽定員 1～5歳まで

10人

10人

▽食費 300円

▽食費 300円

○一時保育をご利用ください

▽対象児童 安芸市在住の満1歳～就学前まで

▽定員 1日あたり5人

▽利用時間 平日(土、日、祝日を除く)

半日(8時30分～12時30分)

(または12時30分～16時30分)

1日(8時30分～16時30分)

▽利用日数 1カ月あたり14日以内

▽利用料 半日1,000円 1日2,000円

■問 安芸おひさま保育所 ☎・FAX 37・9310

子育てを一人で頑張っていませんか?みんな悩みながらも子育てしていることに共感したり、子育てが少しでも楽しくなるように、悩みを話せる子育て仲間や、子どもたちの小さな出会いの場として、気軽にご利用ください。

○巡回体験入園・巡回相談

月に1回地域の保育所で開催しています。絵本や手作りおもちゃがありますので、遊びに来てください。

▽と き 7月16日(木)

10時～11時30分(体験入園)

13時30分～15時30分(相談)

▽ところ 土居保育所



○なかよし広場

子育て仲間との交流の場として、元気館のホールにて親子で楽しめる広場を開催しています。

『親子クッキング』

～栄養たっぷりの元気が出るごはんを

親子で作りましょう～



▽と き 7月31日(金) 10時～12時

▽ところ 健康ふれあいセンター『元気館』

▽講師 食生活改善推進協議会さん

▽参加費 1組 300円

▽定員 5組【申込締切:7月21日(火)】

▽持ち物 エプロン、三角巾、タオル、

着替え、お茶、など

*小さいお子さんは、あきっ子広場で
お預かりします(保険料100円必要)。



○安芸おひさま保育所に遊びにきませんか?

【七夕まつり】

笹飾りを親子で作って、七夕まつりを楽しみましょう。かわいい“おりひめ”と“ひこぼし”に会えるかな。

▽と き 7月7日(火)

9時30分～11時30分(予定)



お誕生おめでとう

■問 市民課市民係 ☎35・1001 *許可を頂いた人のみ掲載しています。

5

月生まれ

保護者

性別

赤ちゃん

誕生日

【安芸】

尾崎 一輝・希

女

つばさ

5月25日

保護者

性別

赤ちゃん

誕生日

【井ノ口】

井上 将太・有加

女

つばき
椿

5月15日

吉本 滉一・あかね

男

るか
琉可

5月23日



家族介護用品チケット支給について

■問・申込 市民課介護保険係 ☎35・1003

要介護3・4・5に認定された高齢者を在宅介護しているご家族で住民税非課税世帯の人を対象に「安芸市家族介護用品チケット」(商品券)を発行しています。

支給対象になると思われる人は介護者の印かんをお持ちのうえ、市民課介護保険係で申請してください。

▽対象者(次の条件をすべて満たす人)

- ・要介護3～5に認定された高齢者を在宅介護している介護者
- ・介護を受けている高齢者と介護者ともに住民税非課税世帯であること

*入院中や施設入所中の人を対象になりません。

▽支給内容

- ・要介護3の人
5,000円/月
- ・要介護4～5の人
6,250円/月



▽チケット対象用品

- ・紙おむつ
- ・尿取りパッド
- ・防水シーツ
- ・使い捨て手袋
- ・清拭材
- ・床ずれ予防用品 など



高知県の「長寿手帳」を配布しています

■問 市民課介護保険係 ☎35・1003

65歳以上の人を対象に、県立美術館・牧野植物園・のいち動物公園など県内の施設で利用料が無料または減額になる「長寿手帳」を配布しています。安芸市では夏季大学講座の受講料が無料になります。ご希望の人は市民課介護保険係までお越しください。



重度心身障害児・者医療費(福祉医療)の助成について

■問 福祉事務所障害ふくし係 ☎35・1009 FAX 35・1028

本市にお住まいで、国民健康保険などの医療保険に加入しており、障がいの程度が次に該当する重度心身障がいのある人は、医療費にかかる保険給付(国民健康保険・健康保険など)の自己負担分について市が助成を行っています。

ただし、65歳以上で平成15年10月1日以後、新たに重度障がいの認定を受けた人は、住民税非課税世帯の人のみ対象となります。

▽対象者

- ・身体障害者手帳1級または2級の人
- ・療育手帳A1(最重度)またはA2(重度)の人
- ・身体障害者手帳3級または4級を所持し、療育手帳B1(中度)の知的障がいと認定された18歳未満の合併障がいの人

▽制度の利用方法

- ①福祉事務所へ、申請のうえ受給者証の交付を受けてください(身体障害者手帳または療育手帳、健康保険証、印かん、マイナンバーの確認ができる書類が必要です)。
- ②医療機関で受診する際に、健康保険証と受給者証を窓口に掲示してください。
*入院時の食事療養費は助成の対象になりません。
*国民健康保険などの医療保険に加入していない人は、この制度は適用されません。

▽受給者証の更新手続きについて

令和2年6月30日が有効期限の受給者証をお持ちの人で、まだ福祉事務所更新の手続きをしていない人は手続きをしてください。

▽必要なもの

- ・身体障害者手帳または療育手帳
- ・健康保険証
- ・印かん
- ・マイナンバーの確認ができる書類



国民健康保険・後期高齢者医療の被保険者の皆さん、申請をお忘れなく!

住民税非課税世帯の人は、入院時の食事代などが減額されます! ■問 市民課国保年金係☎35・1002

国民健康保険・後期高齢者医療の被保険者で、住民税非課税世帯の人は、申請により「標準負担額減額認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証」が交付され、入院時の食事代などが減額されます。認定期間は申請した月の1日から7月末日までとなります。認定を受けずに支払った食事代の差額は払い戻されませんので、入院の予定がなくても事前に申請することをお勧めします。

○知っていますか? 長期入院制度!

住民税非課税世帯の人で、過去12カ月以内に90日以上入院をしたことがある人は、申請することで食事代をさらに減額することができます。

長期入院該当の認定日は申請した月の翌月1日からです。申請日から月末までの差額は、後日申請により返還します。

○所得の申告が必要です

所得の申告がない場合、申請をしても認定できないことがありますのでご注意ください。

▽申請に必要なもの

【食事代減額申請のとき】

・保険証 ・印かん ・マイナンバーカード

【長期入院該当申請のとき】

・保険証 ・印かん ・マイナンバーカード
・「標準負担額減額認定証」
または「限度額適用・標準負担額減額認定証」
・申請日より過去1年以内に90日を超える入院の期間が証明できる領収書など

○認定証の更新について

【国民健康保険の人】

毎年更新手続きが必要です!

認定証の有効期限は7月末日までとなっており、毎年更新手続きが必要です。引き続き認定が必要な人は、7月～8月中に手続きをしてください。長期入院の認定が必要な人は必ず7月中に更新手続きをしてください。

【後期高齢者医療の人】

令和元年8月以降に「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受けている人で、令和2年8月1日からも引き続き該当する人は更新手続きは不要です。7月上旬に保険証と一緒に認定証を送付しますので内容をお確かめください。また、新しく交付された認定証に長期入院認定されているときは長期入院認定の手続きも不要です。



介護保険施設入所者(短期入所利用者も含む)の食費・居住費の減額について

■問・申込 市民課介護保険係☎35・1003

住民税非課税世帯の人は、介護保険施設(特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院)に入所(短期入所含む)を利用するときの「食費」と「居住費」が減額されます。減額の適用を受けるには「介護保険負担限度額認定証」の交付が必要ですので、市民課介護保険係で申請手続きを行ってください。

▽交付対象者(以下の要件をすべて満たす人)

- ①世帯全員(世帯分離している配偶者を含む)が住民税非課税であること
- ②本人の預貯金などの合計が単身で1,000万円以下(配偶者がある場合は夫婦で2,000万円以下)であること

▽申請に必要なもの

・介護保険証(緑色) ・本人の印かん
・預金通帳、定期証書など(本人と配偶者のもの)

* 現在限度額認定証をお持ちの人も、毎年申請手続きが必要です。

* 令和元年中の所得申告をしていない場合は、認定できません。所得申告を忘れないようお願いします。

要介護・要支援認定を受けている人に介護保険負担割合証を交付します

■問 市民課介護保険係☎35・1003

令和2年8月1日現在で、要介護・要支援認定を受けている人全員に、介護サービスの負担割合(1割、2割または3割)が記載された「介護保険負担割合証」をお送りします。介護サービスを利用する際は、介護保険証とともに必要です。



台風に備えましょう

■問 消防本部 ☎34・1244 FAX 37・9104

台風は毎年7月～10月に多く発生しており、今年も台風シーズンに入ってきました。

近年の台風はこれまでの台風の傾向とは違う進路や勢力で、日本各地に甚大な被害が発生しています。

昨年は29個の台風が発生し、その中でも千葉県を中心に被害をもたらした台風15号や、東日本で大きな被害が発生した台風19号は記憶に新しいと思います。

2018年に前線や台風7号の影響により発生した西日本豪雨で、安芸市も道路の崩落や家屋の浸水など甚大な被害がありました。

台風や自然災害から身を守り、被害の軽減をするためにも、市民一人ひとりが災害への意識を考え直し、いざという時の備えをしましょう。

【日ごろの備えと注意点】

- ・防災セットの準備や避難経路の確認をしておく
- ・気象庁や防災行政無線などの情報を聞く
- ・大雨や悪天候の場合、河川や海に近づかない
- ・避難する時、冠水した道路を避ける（側溝やマンホールに転落の危険あり）
- ・土砂崩れや地滑りなどにも注意する（木が倒れる音、土の臭いや地鳴り、湧き水などは）山が崩れる前兆

住宅用火災警報器の取り付けは済みましたか？

* 作動点検やお手入れの方法などは、メーカーや機器によって異なりますので、取扱説明書で確認してください。

* 住宅用火災警報器については、下記サイトを参考にしてください。メーカー別住宅用火災警報器ブザー音も確認することができます（電池切れ音・故障音など）。

「日本火災報知器工業会ホームページ」
<http://www.kaho.or.jp/user/awm/awm09/p01.html>

■問 消防本部 予防係 ☎37・9103

お詫び

安芸市・芸西村火災救急出動状況 訂正

先月号23ページに掲載しました「安芸市・芸西村火災救急出動状況」の火災および救急での出動累計に誤りがあり、正しくは次のとおりでした。お詫びして訂正いたします。

種別	4月分			累計			
	安芸市	芸西村	計	安芸市	芸西村	計	
火災	建物	0	0	0	1	1	
	林野	0	0	0	0	0	
	その他	1	0	1	2	3	
	計	1	0	1	2	4	
救急	急病	40	11	51	186	43	229
	交通事故	3	0	3	12	1	13
	一般負傷	10	2	12	46	8	54
	転院	14	4	18	70	18	88
	その他	1	0	1	5	1	6
計	68	17	85	319	71	390	



「サンシャインパーク安芸」の発電実績によるご寄附について

■問 企画調整課 ☎35・1012

妙見山市有地(上下2段構成)の上段で、株式会社四電工によるメガソーラー発電所「サンシャインパーク安芸」が、平成26年3月から売電を開始しています。

令和元年度の発電量は、314.6万kwhとなり、想定発電量の270万kwhを大きく上回りました。

想定発電量を上回った場合には、上回った発電量に応じて、ご寄附をいただくこととなっています。

このたび、令和元年度の発電量実績により500万円のご寄附をいただきました。

「サンシャインパーク安芸」は、順調に発電しており、平成27年から毎年500万円のご寄附をいただいています。

このご寄附は、株式会社四電工によるメガソーラー事業に伴う地域貢献の一つで、このほかにも、

エネルギー環境学習を地域の児童・生徒をはじめ、地域住民を対象に実施していただいています。



▲妙見山での環境学習の様子



特定計量器の定期検査を行います

■問 高知県工業技術センター計量検定室 ☎088・845・7770
商工観光水産課 ☎35・1011

特定計量器(「取引」または「証明」に使用する計量器)は、計量法で2年に1度、知事の実施する定期検査を受検することが義務付けられています。

本市でも検査が実施されますので、次の表をご確認のうえ、最寄りの会場で受検してください。すでに計量士の検査を受検されている人は検査の必要はありません。

また、特定計量器検定検査規則第39条に該当する場合は、その計量器の所在場所で検査を実施します。商工観光水産課にご連絡のうえ、指定様式にて県へ所在場所検査申請を行ってください。

計量器を使用していない場合や、ご不明な点のある場合は、高知県工業技術センター計量検定室または商工観光水産課までお問い合わせください。

【定期検査日程】

月 日	時 間	と ころ
7月13日(月)	10:30～11:30	高知県農業協同組合あき東支所
	13:00～14:00	東川公民館
7月14日(火)	10:30～11:30	赤野公民館
	13:30～14:30	伊尾木公民館
7月15日(水)	10:30～11:45	健康ふれあいセンター 「元気館」(西側車庫)
	13:00～14:30	
7月16日(木)	10:30～11:45	健康ふれあいセンター 「元気館」(西側車庫)
	13:00～14:30	
～12月25日(金) (土・日・祝日除く)	9:00～12:00	高知県工業技術センター
	13:00～16:00	

*対象者には事前にハガキを送付してありますので、当日ハガキをご持参ください。

*計量器におもりや載せ台などがついている場合は、必ず一緒にお持ちください。なお、**受検手数料が必要**です。

資源ごみ収集日一覧表

7月の資源ごみ収集日	「缶・紙・布・ペットボトル」の日	「ビン・有害ごみ」の日
	缶・スプレー缶・紙(新聞とチラシ・雑誌・ダンボール・紙パック・雑がみ)・古着・ペットボトル	ビン・乾電池・蛍光灯・電球・体温計・温度計・ライター
久世町・庄之芝町・染井町・桜ヶ丘町・幸町・宝永町・黒鳥・植野・井ノ口・栃ノ木	毎週 月 曜(6日・13日・20日・27日)	毎月第 1・3 水曜(1日・15日)
本町1～5丁目・土居・僧津・伊尾木・下山	毎週 火 曜(7日・14日・21日・28日)	毎月第 2・4 水曜(8日・22日)
花園町・東浜・矢ノ丸1～4丁目・港町1～2丁目・内原野・花・川北・江川・小松原	毎週 木 曜(2日・9日・16日・23日・30日)	
日ノ出町・寿町・清和町・千歳町・津久茂町・馬ノ丁・赤野・穴内	毎週 金 曜(3日・10日・17日・24日・31日)	毎月第 1・3 水曜(1日・15日)
畑山・尾川	毎週 水 曜日(1日・8日・15日・22日・29日)	
東川(八ノ谷・丸石・黒瀬・大井・古井・別役・入河内・奈比賀・長山)		
中郷	毎月第 3 水曜(15日)	

一般廃棄物最終処分場(安芸市リサイクルプラザ)は日曜日以外受け入れしています。

受け入れ時間 月～金曜日は8時30分～16時30分 土曜日は8時30分～12時 13時～16時30分

■問 平日:環境課☎35・1023 土・祝日:最終処分場☎34・1353

情報掲示板

催し

水泳イベントに関する中止のお知らせ

次の水泳イベントについて、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止とすることとしましたので、お知らせします。
ご迷惑をおかけしますが、ご理解をお願いいたします。

○市民プール開放の中止

今年度の市民プール(元気館北隣)の開放は中止させていただきます。

○ふれあいファミリースイミングの開催中止

夏休み期間中、安芸第一小学校のプールで、原則として泳ぐことができない小学1〜3年生を対象に開催している「ふれあいファミリースイミング」は中止させていただきます。

○第64回安芸市体育祭

「水泳大会」の開催中止
8月9日(日)に、市立安芸中学校のプールで開催を予定していた安芸市体育祭「水泳大会」は中止させていただきます。

問 生涯学習課 ☎35・1020

女性の家7月の常掲展「日本画展」

今月の常掲は、女性の家で活動している『日本画サークル』の作品を展示します。ぜひ、鑑賞ください。

▽とき 7月25日(土)まで
9時〜17時(昼休憩あり)
*日曜日・祝日休館

▽ところ 女性の家1階ロビー
問 女性の家 ☎34・3514

やのまる(ユウキ)のば 園庭開放

子育て中の皆さん!お子さんと一緒に保育園に遊びにきませんか?
おもちゃや絵本、季節の遊びが楽しめます。

妊娠されている人も気軽に足を運んでください。

▽とき 7月9日(木)
9時30分〜11時

▽ところ 矢ノ丸保育園 乳児棟

▽対象 0歳〜5歳までの未就学児とその保護者・妊婦さん

▽持ち物 着替え、お茶、タオルなど

問 矢ノ丸保育園 ☎FAX 35・3600

不動産に関する無料相談会

高知県宅建協会では、一般消

費者を対象として、不動産・住まいに関する問題などについて当会の専門の相談員がお答えする「不動産に関する無料相談」を毎週火曜日・金曜日に当会において開催しています。

またこの度、火曜日・金曜日の定期的な開催する相談とは別に、高知県下を巡回する「不動産に関する無料相談」を次の日程で開催します。

皆さんのご参加をお待ちしています。

▽とき 7月15日(水) 13時〜16時

▽ところ 安芸市役所東庁舎1階市民談話室
(矢ノ丸1-4-40)

問 公益社団法人高知県宅地建物取引業協会
(高知市上町1丁目9-1)
(高知県不動産会館)
☎088・823・2001

「ほっと会」に参加してみませんか?

私たちは、発達障がいや精神疾患の家族がいる人の集まりです。

みなんでお茶しながら、日ごろ不安に思っていることや悩んでいることを一緒に話して、「ほっと」してみませんか?
お待ちしております!

▽とき 7月21日(火)
毎月第3火曜日

18時30分〜20時

▽ところ 総合社会福祉センター2階

ふれあい研修室
参加費 100円(お茶菓子代)

問 福祉事務所障害くくし係 ☎35・1009 FAX 35・1028

お知らせ

DV相談窓口を開設しています

家庭内(夫婦間、親子間の暴力)および恋愛関係の当事者間における暴力などについて、専門の相談員による相談窓口を開設しています。まずは電話で相談を! *相談員はうち被害者支援センターの支援員です。
*電話での相談時には住所・氏名は言う必要はありません(通話料は自己負担です)。
*来所による相談も可能です。

▽とき 毎月第2、第4金曜日
7月10日
(*7月24日は祝日のため、お休みです)

▽ところ 総合社会福祉センター1階相談室

▽対象者 市内在住の人
問 ☎0800・3167・2918
第2・第4金曜日以外の平日8時30分〜17時15分は福祉事務所障害くくし係で対応します

☎35・1009 FAX 35・1028

【DV相談・相談窓口】
新型コロナウイルス感染症の影響により、生活不安・ストレスにより配偶者などからの暴力(DV)の増加や深刻化が懸念されています。

夫婦の間などで「暴力を振るわれている」「辛い」と感じたら、まずは、こちらに相談してください。

①全国共通相談ナビダイヤル ☎0570・0・55210
②DV相談+(プラス)
24時間対応電話 ☎0120・279・889

・SNS相談 (受付時間:12時〜22時まで)
・メール相談(24時間受付)
・ホームページからアクセス: <https://soudanplus.jp>
・外国人相談者向け相談 (受付時間:12時〜22時まで)
・SNS相談により対応予定
・WEB面談 (相談状況に応じて対応)
*各相談の受付期間については、今後の感染症対策の状況により変わります。

レジ袋有料化が始まります。

令和2年7月1日から全国でレジ袋(プラスチック製買物袋)が有料化されます。

生活の中で本当にレジ袋が必要なのかを考えてもらい、プラスチックごみによる海洋汚染、廃棄物、地球温暖化の抑制につなげていきたいと考えています。買物の際にはマイバックを持ち歩くなど、レジ袋の使用削減

にご協力をお願いします。
問 環境課 ☎35・1023



預けて安心！自筆証書 遺言書保管制度

「法務局における遺言書の保管等に関する法律」が平成30年7月に公布され、本年7月10日からご自分で作成した大切な遺言書を法務局に保管の申請をすることができるようになりました。

法務局は、保管の申請がされた遺言書については、遺言書が自筆証書遺言の方式に適合しているか否かについて外形的な確認をした上で、原本とコピーを保管・管理します。

なお、保管の申請手続きなどについては事前に予約が必要となります（法務局では遺言の内容についての相談は行っていません）。「自筆証書遺言書保管制度」の詳しい内容や手続き方法は、法務省ホームページ（http://www.moj.go.jp/MINJI/minjio3_00051.html）をご覧ください。お近くの法務局へお問い合わせください。

問 高知地方法務局安芸支局
 ☎35・2272

新規高等学校卒業予定者への求人票の早期提出のお願い

高知県では、高知労働局と連携し、新規高等学校卒業予定者の就職支援を積極的に行っています。

採用を予定されている事業所におかれましては、これからの本県を支え、担うことが期待される若者が一人でも多く地元で働くことができるよう、新規高等学校卒業予定者の求人につきまして、できるだけ早い時期にハローワークへ求人票を提出（6月1日から受付開始）いただきますようご協力をお願いします。

また、新規高等学校卒業予定者に、より多くの県内企業や、県内で働くことの魅力を伝えるための取り組みなどにご協力いただくとともに、若年人材の確保・定着のための労働環境整備につきましても、取り組んでいただきますようお願いいたします。

問 高知県商工労働部商工政策課
 事業推進担当
 ☎088-8023-9692

水道指定給水装置工事事業者の指定

安芸市指定給水装置工事事業者の届け出がありましたのでお知らせします。指定給水装置工事事業者についてのお問い合わせは、上下水道課までご連絡ください。

▽指定事項に変更のあった事業者

- 名称
 有限会社 工務店森本
 代表者氏名
 代表取締役 森本大舟
 変更事項
 代表者変更
 変更前 森本二男
 変更後 森本大舟

問 上下水道課 ☎35・6875

募集

「戦没者遺児による慰霊友好親善事業」の参加者を募集しています

この事業は、厚生労働省の補助により、先の大戦で父などを亡くされた戦没者の遺児を対象として、戦没した旧戦地を訪れ、慰霊追悼を行うとともに、その地域の住民と友好親善を図ることを目的としています。

- ▽参加費 10万円
- ▽参加資格 戦没者遺児
- ▽実施地域 ニューギニア、フィリピン、マリアナ諸島、タイほか

問・申込先
 公益財団法人
 高知県遺族会事務局
 ☎088-884-8700

令和2年度 自衛官等採用案内

- 多様な職種は、陸上・海上・航空自衛隊で約96種類
- 休日・休暇は、年間あわせて約120日
- 食事・光熱水費無料、基地・駐屯地内の医務室などでの医療費無料
- 年1回の昇給、ボーナスは年間2回

募集種目	資格	受付期間・試験日	備考
一般曹候補生	18歳以上／33歳未満の人	7月1日～9月10日 【1次試験】9月19日	【部隊の中核を担う「曹」を養成するコース】 初年度所得：約270万円～
自衛官候補生		年間を通じて実施 【学 科】9月19日 【口述など】9月25～27日 (いずれか1日)	【任期制隊員コース】 任期終了後、民間企業へ就職、または、継続して「曹」へ進むことも可能です。 初年度所得：約260万円～
*自衛官候補生の試験は、上記のほか、7月および11月～3月の各月1回実施予定です。			
航空学生	高卒(見込含) 21歳未満(航空)／23歳未満(海上)	7月1日～9月10日 【1次試験】9月22日	【航空自衛隊・海上自衛隊のパイロット】 などを養成するコース 高校卒業後、最も早く機長として活躍できます。
防衛大学校生	推薦 高卒(見込含)21歳未満の成績優秀かつ生徒会活動などに顕著な実績を修め学校長が推薦できる人	9月5日～9月11日 【試験】9月26・27日	【自衛隊のリーダーとなる幹部自衛官を養成します】 一般大学と同様に4年間の教育を受け、学士の学位を取得可能です。 学生手当：月額117,000円支給 入学金・授業料の納入はありません。
		総合選抜 高卒(見込含)／21歳未満の人	
	一般	7月1日～10月22日 【1次試験】11月7・8日	
防衛医科大学校生 医学科	高卒(見込含)／21歳未満の人	7月1日～10月7日 【1次試験】10月24・25日	【6年間で医師の幹部自衛官を養成するコース】 学生手当：月額117,000円支給 入学金・授業料の納入なし
看護学		7月1日～10月1日 【1次試験】10月17日	【4年間で看護師・保健師を養成するコース】 学生手当：月額117,000円支給 入学金・授業料の納入なし

*状況により、試験日が変更される場合があります。*詳しくは、自衛隊高知地方協力本部のホームページをご覧ください。下記までご連絡ください。

問 自衛隊高知地方協力本部 安芸地域事務所 ☎35・2749 E-メール kochi.pco.aki@rct.gsdf.mod.go.jp



7月の

休館日

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

×印は休館日 ○印はおはなし会

【開館時間】

全日：9時30分～19時まで

【童(わらし)っ子】

絵本の読み聞かせなどを行います。

▽とき

7月4日(土) 14時～(予定)

*新型コロナウイルス感染症の拡大状況により開催変更となる場合があります。



●菱木晃子 著
「ライオンとタカとアリになった男の子」

(BL 出版)

今月紹介する本は、北欧の国・ノルウェーの昔話絵本です。

旅に出ることになった男の子は、ひよんなことからライオンとタカとアリに変身できるようになりました。さて、変身できるようになった男の子にどんな冒険が待っているのでしょうか？ぜひ、ページをめくって確かめてください。

= 7月の新刊案内 =

【児童書】

- ▽後藤貴志「ケーキたべよう！」
- ▽名久井直子「100」
- ▽松尾たいこ「きっとそこにいるから」
- ▽岡田なおこ「いのちのカプセルにのって」
- ▽宮下恵菜「たまごの魔法屋トワ」ほか

【一般書】

- ▽マルクス・ガブリエル「世界史の針が巻き戻るとき」
- ▽小川糸「育てて、紡ぐ。暮らしの根っこ」
- ▽茂木健一郎「孤独になると結果が出せる」
- ▽貴志祐介「罪人の選択」
- ▽月村了衛「暗鬼夜行」ほか

開館時間変更のお知らせ 7月1日(水)～8月31日(月) 全日 9時30分～19時(土日含む)

NPO 法人 総合型地域スポーツクラブ

来楽部あっきいな

■問・申込 来楽部あっきいな事務局 (市体育館内)
☎ (FAX) 35・4519

ストレッチポールサークル

ストレッチポールを使って背骨や姿勢を整え、凝り固まった筋肉をほぐし、体を楽に動かせるようにします。姿勢を整えることにより人の本来の体の機能を正常な状態に近づけます！体をリセットしてほぐしませんか？

- ▽とき 毎月第2・4月曜日
10時30分～11時30分
- ▽ところ 女性の家 (定員 15人)
- ▽指導者 久保 左枝さん
- ▽参加料 会員 1,000円 / 2回 (*非会員：900円 / 回)

ジュニア向けサークル・教室

- ・キッズダンスサークル
- ・ジュニア卓球サークル
- ・少年軟式野球
- ・バドミントンサークル
- ・少年剣道サークル
- ・ジュニア体操教室

*詳細は事務局までお問い合わせください。
無料体験・見学もできます。

相談

行政相談

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため
7月の行政相談は中止します。

■問 総務課 ☎ 35・1000

人権相談

▽と き 7月2日(木) 10時～15時
(12時から13時まで昼休み)

▽ところ 総合社会福祉センター

*新型コロナウイルス感染症拡大防止による影響で変更する
場合があります。

■問 法務局安芸支局 ☎ 35・2272

年金相談

▽と き 7月2日(木) 10時～14時30分
(12時から13時まで昼休み)

▽ところ 総合社会福祉センター 2階 中会議室

*新型コロナウイルス感染症拡大防止による影響で変更する
場合があります。

■問 南国年金事務所 ☎ 088・864・1111

法律相談

▽と き 7月20日(月) 13時30分～15時30分

▽ところ 安芸ひまわり基金法律事務所(商工会議所2階)

*相談無料 1人30分で予約制

*借金などでお困りの人については、随時無料で受け付け
しています。

*法テラスの制度も使えます。

■問 安芸ひまわり基金法律事務所 ☎ 35・8200

人口統計

(*地区別人口)

総人口 **16,975人**

(前月比:24人減)

男 8,099人

(〳 :11人減)

女 8,876人

(〳 :13人減)

世帯数 **8,248**

【令和2年5月末日現在】(外国人含む)

*地区別人口の地区内訳は令和2年4月号P25を参照してください。

安芸町 6,581人

伊尾木 1,451人

川北 2,847人

東川 232人

土居 1,936人

井ノ口 1,967人

畑山 177人

穴内 689人

赤野 1,095人

一般廃棄物最終処分場放流水水質検査

採取試験日	pH	SS mg/l	COD mg/l	BOD mg/l	大腸菌群数 個/ml
処分場独自排水目標	5.8~8.6	20以下	20以下	10以下	3,000以下
法排水基準	5.8~8.6	150以下	120以下	120以下	3,000以下
5月13日	7.7	1.0未満	1.4	0.5未満	30未満

東山旧処分場放流水水質検査

採取試験日	pH	SS mg/l	COD mg/l	BOD mg/l	大腸菌群数 個/ml
処分場独自排水目標	5.8~8.6	20以下	20以下	10以下	3,000以下
法排水基準	5.8~8.6	150以下	120以下	120以下	3,000以下
5月20日	7.8	1.0未満	2.6	0.5未満	30未満

安芸市・芸西村火災救急出動状況

種 別	5 月 分			累 計		
	安芸市	芸西村	計	安芸市	芸西村	計
火 災	建 物	0	0	0	1	1
	林 野	0	0	0	0	0
	そ の 他	1	0	1	3	1
	計	1	0	1	3	2
救 急	急 病	35	15	50	221	58
	交通事故	8	2	10	20	3
	一般負傷	21	3	24	67	11
	転 院	12	3	15	82	21
	そ の 他	1	0	1	6	1
	計	77	23	100	396	94

- 5月1日(金) 市議会議員協議会に出席
- 5月7日(木) 課長会・市新型コロナウイルス感染症対策本部会
定例記者会見
安芸商工会議所からコロナ対策に関する要望を受ける
- 5月8日(金) 高知地方気象台長とのホットラインによる懇談
- 5月11日(月) (在庁)
- 5月12日(火) 伊尾木グランド・ゴルフクラブから要望を受ける
- 5月13日(水) (株)四電工安芸営業所長ほかとの懇談
- 5月14日(木) 第2回市議会臨時議会
東部生コンクリート(株)代表取締役ほかとの懇談
千光土農園代表からマスクの受贈式
- 5月15日(金) (在庁)
- 5月18日(月) (在庁)
- 5月19日(火) 野町県議会議員との協議

5月 市長の活動

この公務記録には、庁内での打合せ、ご面会等は掲載していません。

- 5月20日(水) (在庁)
- 5月21日(木) 市土地開発公社理事会に出席
- 5月22日(金) 東部生コンクリート(株)代表取締役ほかとの懇談
県後期高齢者医療広域連合事務局長ほかとの懇談
- 5月25日(月) まちづくり懇談会地域担当職員との協議
- 5月26日(火) 6月補正予算査定
- 5月27日(水) (在庁)
- 5月28日(木) 中国四国農政局高知支局長ほかとの懇談
- 5月29日(金) 土佐くろしお鉄道(株)取締役会に出席(高知市)

令和2年度狩猟免許更新案内について

■問 高知県中山間振興・交通部鳥獣対策課 ☎088・823・9042
 (一社) 高知県猟友会 ☎088・856・6641

高知県内に居住する人で現に有効な狩猟免許を有し、その有効期限が令和2年9月14日をもって満了する場合は、今年度の更新申請を行う必要があります。詳しくは、問い合わせ先へ連絡をお願いします。

【狩猟免許更新 検査日程】

ところ	とき
高知県立ふくし交流プラザ (高知市朝倉戊 375-1)	7月8日(水) 12時～15時
	8月16日(日) 12時～15時
	9月10日(木) 12時～15時
黒潮町ふるさと総合センター (幡多郡黒潮町入野 176-2)	7月17日(金) 12時～15時
	8月7日(金) 12時～15時
田野町ふれあいセンター (安芸郡田野町 1456-42)	7月22日(水) 12時～15時

▽更新手数料

申請1件ごとに2,900円の高知県収入証紙を申請書に貼付してください。

申請書などは高知県鳥獣対策課ホームページからダウンロードできます。

○高知県鳥獣対策課 HP

<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/070201/>

ところ	とき
大豊町総合ふれあいセンター (長岡郡大豊町黒石 345-7)	7月31日(金) 12時～15時
須崎市立市民文化会館 (須崎市新町 2-7-15)	8月6日(木) 12時～15時
梶原町地域活力センター (高岡郡梶原町梶原 1426-2)	8月20日(木) 12時～15時
四万十町農村環境改善センター (高岡郡四万十町榊山町 3-7)	8月24日(月) 12時～15時
高知県立青少年センター (香南市野市町西野 303-1)	8月28日(金) 12時～15時

第70回社会を明るくする運動

■問 福祉事務所障害ふくし係 ☎35・1009 ☎35・1028

毎年7月は“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～強化月間として、また、再犯の防止などの推進に関する法律において、7月は「再犯防止啓発月間」とされていることから全国でさまざまな取り組みを行っています。

テレビや新聞では、毎日のように事件(犯罪)のニュースが報道されていますが、安全で安心な暮らしはすべての人の望みです。犯罪や非行をなくすためには、どうすればよいのでしょうか。取り締まりを強化して、罪を犯した人を処罰することも必要なことです。しかし、立ち直ろうと決意した人を社会で受け入れていくことや、犯罪や非行をする人を生み出さない家庭や地域づくりをすることもまた、とても大切なことなのです。

立ち直りを支える家庭や地域をつくる。そのためには、一部の人たちだけでなく、地域のすべての人たちがそれぞれの立場で関わっていく必要があります。“社会を明るくする運動”では、犯罪や非行のない地

域をつくるために、一人ひとりが考え、参加するきっかけをつくることを目指しています。

“社会を明るくする運動”では、街頭広報、ポスターの掲出、新聞やテレビなどの広報活動に加えて、誰でも参加できるさまざまな催しを行っています。犯罪や非行のない安全で安心な暮らしをかなえるため、いま何が求められているのか、そして、自分には何ができるのかを、皆さんで考えてみませんか。

*安芸市も毎年啓発パレードを行っていましたが、今年は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、集会・パレードともに中止します。



ふるさと納税で多くの温かい^{エール}寄附をいただいています！

令和元年度 ふるさと納税 寄附額および件数

1億9,750万4,139円 7,159件

【寄附の使い道一例】



▲小中学校の情報教育環境の整備（電子黒板・プログラミング）（うち7,550千円）



▲ウエスタンリーグ公式戦開催補助（2,160千円）



▲ごめん・なはり線タイガース列車の外装更新（4,140千円）



▲市体育館トレーニングマシン整備（3,400千円）

これらの事業のほかに、スポーツキャンプのまちづくり事業やふるさとの文化と子どもを守り育てる事業などに、総額38,175千円を活用させていただきました。

「ふるさと納税返礼品」の協力事業者を募集します

■問 商工観光水産課 ☎35・1011

安芸市にゆかりのある人や、安芸市を「心のふるさと」と思っただけの皆さんから、「ふるさと納税」として毎年多くのご寄附をいただいております。「ふるさとの文化と子どもを守り育てる取り組み」「スポーツキャンプのまちづくり」などの分野で活用させていただいております。

ご寄附いただいた皆さんには、安芸市の特産品を返礼品としてお送りし、ご好評をいただいております。

さらに多くのご寄附をいただくために、返礼品の拡充が必要となっており、返礼品の提供にご協力いただける市内事業者を募集します。

詳細は商工観光水産課までお気軽にお問い合わせください。

【返礼品一例】



▲文旦



▲野菜盛り合わせ

安芸市のおいしい果物や野菜などの返礼品は大変喜ばれています。

Cheer Up! 花火プロジェクト

6月1日 全国一斉に打ち上げられたサプライズ花火。連日の新型コロナウイルス感染症に関する報道ばかりで疲弊した人々を元気づけたいと全国の花火業者約160社が協力し、「Cheer Up! 花火プロジェクト」と題して、日本各地で75発の花火が約5分間にわたって打ち上げられました。

県内では本市が会場となり、このプロジェクトによる有志の呼びかけに応じた高知市の高村火薬店が参加され、夜空には色鮮やかな花火たちが咲き誇っていました。

6月1日撮影 安芸市で打ち上げられた花火のコラージュ

び い えんねん 美 意 延 年

【意味】
いつも明るく楽しい心でいれば寿命を延ばすことができるということ（勝海舟が好んだ言葉とされる）。

楽しく元気に生活されている
75歳以上の人を紹介します！
～ 第3回 ～

■問 市民課国保年金係 ☎ 35・1002



こまつ としひろ
小松 壽廣さん (77歳)

「一度競技から離れた時期があり、体調をくずしてしまっただけであつた。再び競技を始めるべく、回復したことがあったので、免疫力を高め、病気になるににくい体を維持するために、継続していくことの大切さを感じた」

今まで続けられて感じることはありますか

第3回目は土居の小松壽廣さんです。
小松壽廣さんは、就職した大阪で16歳から自転車競技を始め、大阪から高知へ帰省する際は自転車で1日かけて帰ってくるなど、アクティブに活動されてきました。また、冬場はマラソンをしながら心肺機能の維持に努め、77歳の現在に至るまで、自転車、マラソンを続けています。

これからの目標について

「今の健康を維持すること。どれだけやれるかわからないが、これからも競技は継続していく」

小松さんは現在、ランニングか自転車を毎日続けていて、ランニングは10kmから20kmを走っていると話されていました。

健康の秘訣とは

「体力に応じた運動をしていくこと」

小松さんは胃腸を大事にされており、酒も控えてビールのみ（350ml）にしているそうです。

自分より年齢が若い人たちのメッセージ

「スポーツなどを通じて体を動かすことをしてもらいたい。また、それを継続してもらいたい」

小松さんは他に健診を受けることも大切だと言われ、毎年人間ドックに行かれています。75歳以上の人は受診券があれば、費用の一部が助成されるので、皆さんも受診してください。

編集後記

小松さんはこれまで、自転車やマラソンに関わる県内外のさまざまな大会に出場されています。県外の大会は日帰りです。妻の五百子さんも一緒に参加されています。また、競技を通じて友達ができることも続けることができたひとつの要因になっていると感じました。



市民課国保年金係では、75歳以上で運動や趣味、地域活動などをされている人の情報を集めています。自薦他薦は問いません。

他人と比較するものではありませんので遠慮せず、ご連絡ください。

土地収用法第15条の14に基づく事業説明会のお知らせ

安芸市新庁舎建設事業およびこれに伴う農用水路付替工事の目的および内容についての説明会を開催します。

▽事業の種類

安芸市新庁舎建設事業およびこれに伴う農用水路付替工事

▽事業の施行を予定する土地の所在

安芸市土居字一ノ坪地内

▽と き

7月4日（土）

18時～19時30分（受付17時30分～）

▽と ころ

消防防災センター 3階避難室

■問 財産管理課 ☎ 35・1013

新型コロナウイルス感染症対策による影響

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、掲載されている行事、講座、窓口の開設などが中止または延期になる場合があります。各行事などの実施については、お出かけの前に、市ホームページやお問い合わせなどによりご確認くださいませますようお願いいたします。

日	曜	7月の主な行事	時間	場所
-	-	女性の家 7月常掲展「日本画展」(～7月25日)	9:00～17:00	女性の家
4	土	土地収用法第15条の14に基づく事業説明会	18:00～19:30	消防防災センター
9	木	やのまる にこにこひろば 園庭開放	9:30～11:00	矢ノ丸保育園 乳児棟
21	火	「ほっと会」に参加してみませんか?	18:30～20:00	総合社会福祉センター

*新型コロナウイルス感染症の拡大状況により変更となる場合があります。